

令和3年6月2日

クリエイト株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、クリエイト株式会社（以下「クリエイト」といいます。）に対し、同社が供給する「フレッツ光」と称する光回線インターネット接続サービスを利用した光回線インターネット接続サービスの契約に係る取次ぎに関する役務に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第5条第3号（おとり広告）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添1参照）を行いました。

また、SNSを通じて、一般消費者等への注意喚起（別添2参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 クリエイト株式会社^注（法人番号 4010901040536）
所 在 地 東京都港区芝4-13-4
代 表 者 代表取締役 山内 将義
設立年月 平成29年7月
資 本 金 300万円（令和3年6月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象役務

「フレッツ光」と称する光回線インターネット接続サービスを利用した光回線インターネット接続サービスの契約に係る取次ぎに関する役務（以下「本件役務」という。）

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(ア) 表示媒体

集合住宅への投函により配布したチラシ

(イ) 配布時期

令和元年5月頃、同年9月頃、同年12月頃から令和2年4月頃ま

^注 クリエイトは、令和2年8月1日付けで中央スマートテック株式会社から商号変更したものである。

での間、同年6月頃及び同年8月頃から同年12月頃までの間

(ウ) 表示内容（表示例：別紙1ないし別紙5）

別表「配布時期」欄記載の時期に、同表「配布先」欄記載の集合住宅への投函により配布したチラシにおいて、例えば、「建物共有インターネット設備に関するお知らせ」、「当マンションにおきまして、NTT回線フレッツ光を利用した光ファイバー設備（インターネット回線）が設置済みのためご利用いただけますのでお知らせいたします。」等と表示するなど、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、チラシを配布した集合住宅には「フレッツ光」と称する光回線インターネット接続サービスを利用するための設備が設置されており、当該集合住宅の居住者に対し、本件役務を提供することができるかのように表示していた。

イ 実際

チラシが配布された別表「配布先」欄記載の集合住宅には「フレッツ光」と称する光回線インターネット接続サービスを利用するための設備は設置されておらず、クリエイトは、当該集合住宅の居住者に対し、本件役務の取引に応じることができないものであった。

ウ 打消し表示

前記ア(ウ)の表示について、「■マンションタイプ未設置の場合は、ファミリータイプ設備もしくは工事不要タイプのご案内をしております。」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記ア(ウ)の表示から受け本件役務の提供に関する認識を打ち消すものではない。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、取引の申出に係る本件役務について、実際には取引に応じることができない場合の本件役務についての表示であり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電話 03(3507)9239

ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

別表

配布時期	配布先	表示内容
令和元年 5月頃	東京都目黒区 [REDACTED] [REDACTED] 東京都世田谷区 [REDACTED] [REDACTED] 東京都板橋区 [REDACTED] [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・「建物共有インターネット設備に関するお知らせ」 ・「当マンションにおきまして、NTT回線フレッツ光を利用した光ファイバー設備（インターネット回線）が設置済みのためご利用いただけますのでお知らせいたします。」 ・「当マンションで通信速度にお困りの方や、これからWi-Fi環境をご用意をされたい方は当マンション通信設備のご案内をさせていただきますため下記までご相談ください。また現状回線からのお切替の方は解約費用等も負担させていただいております。※1現在インターネットご利用中で現状回線の解約費用が掛かる方もご相談ください。」 <p>(別紙1)</p>
令和元年 9月頃	東京都大田区 [REDACTED] [REDACTED] 名古屋市 [REDACTED] [REDACTED] 大阪府高槻市 [REDACTED] [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・「建物共有インターネット設備に関するお知らせ」 ・「当該マンションにおきまして、NTT回線フレッツ光を利用した光ファイバー設備（インターネット回線）が設置済みのためご利用いただけますのでお知らせいたします。」
令和元年 12月頃	京都市 [REDACTED] [REDACTED] 鹿児島市 [REDACTED] [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・「現状の通信速度にお困りの方や、これからWi-Fi環境をご用意をされたい方はマンション設備のご案内をさせていただきますため下記までご相談ください。また現状回線
令和2年 1月頃	千葉県習志野市 [REDACTED] [REDACTED] 名古屋市 [REDACTED] [REDACTED]	

配布時期	配布先	表示内容
	名古屋市 [REDACTED] 京都市 [REDACTED] 京都市 [REDACTED] 大阪市 [REDACTED] [REDACTED]	からのお切替の方は解約費用等も負担させていただいております。※1 現在インターネットご利用中で現状回線の解約費用が掛かる方もご相談ください。」 (別紙2)
令和2年2月頃	東京都江戸川区 [REDACTED] [REDACTED] 相模原市 [REDACTED] 名古屋市 [REDACTED] 名古屋市 [REDACTED] 北九州市 [REDACTED] 鹿児島市 [REDACTED]	
令和2年3月頃	名古屋市 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 名古屋市 [REDACTED] 兵庫県尼崎市 [REDACTED] 広島市 [REDACTED] 広島市 [REDACTED]	
令和2年4月頃	愛知県豊橋市 [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・「建物共有インターネット設備に関するお知らせ」 ・「当該マンションにおきまして、N T T回線フレッツ光を利用した光ファイバー（イン

配布時期	配布先	表示内容
		<p>ターネット回線) がご利用頂けるエリアのためお知らせいたします。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「現状の通信速度にお困りの方や、これからWi-Fi環境をご用意をされたい方はマンション設備のご案内をさせていただきますため下記までご相談ください。また現状回線からのお切替の方は解約費用等も負担させていただいております。※1現在インターネットご利用中で現状回線の解約費用が掛かる方もご相談ください。」 <p>(別紙3)</p>
令和2年6月頃	神戸市 [REDACTED] [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・「インターネット回線のご紹介に関するお知らせ」 ・「当該マンションにおきまして、NTT回線フレッツ光を利用した光ファイバー設備(インターネット回線)がご利用いただけるエリアのためお知らせいたします。」 ・「現状の通信速度にお困りの方や、これからWi-Fi環境をご用意をされたい方はマンション設備のご案内をさせていただきますため下記までご相談ください。また現状回線からのお切替の方は解約費用等も負担させていただいております。※1現在インターネットご利用中で現状回線の解約費用が掛かる方もご相談ください。」 <p>(別紙4)</p>

配布時期	配布先	表示内容
令和2年8月頃	岐阜県大垣市 滋賀県守山市 大阪府吹田市	<ul style="list-style-type: none"> ・「建物共有インターネット設備に関するお知らせ」 ・「当該マンションにおきまして、N T T回線フレッツ光を利用した光ファイバー（インターネット回線）をご利用頂けるエリアのためお知らせいたします。」 ・「現状の通信速度にお困りの方や、これからW i f i 環境をご用意をされたい方はマンション設備のご案内をさせていただきますため下記までご相談ください。また現状回線からのお切替の方は解約費用等も負担させていただいております。現在インターネットご利用中で現状回線の解約費用が掛かる方もご相談ください。」 <p>(別紙5)</p>
令和2年9月頃	名古屋市 兵庫県加古川市 兵庫県淡路市 和歌山市 和歌山市 広島市 広島市 松江市 宮崎市	
令和2年10月頃	岐阜県大垣市 愛知県豊田市 大津市 京都市 堺市 大阪府豊中市	

配布時期	配布先	表示内容
	[REDACTED]	
	兵庫県伊丹市 [REDACTED]	
	[REDACTED]	
	奈良市 [REDACTED]	
	[REDACTED]	
	鹿児島市 [REDACTED]	
	[REDACTED]	
令和2年11月頃	大阪府四條畷市 [REDACTED]	
	[REDACTED]	
令和2年12月頃	神奈川県大和市 [REDACTED]	
	[REDACTED]	
	名古屋市 [REDACTED]	
	[REDACTED]	



《居住者様へ》

重要

C P コード : [REDACTED]

建物共有インターネット設備に関するお知らせ

拝啓 皆様におかれましては、ご健勝のこととお慶び申し上げます。

当マンションにおきまして、N T T回線フレッツ光を利用した光ファイバー設備（インターネット回線）が設置済みのためご利用いただけますのでお知らせいたします。

電話加入権不要のため、すでに多数の方にご利用いただいております。

当マンションで通信速度にお困りの方や、これからW i - F i 環境をご用意をされたい方は

当マンション通信設備のご案内をさせていただきますため下記までご相談ください。

また現状回線からのお切替の方は解約費用等も負担させていただいております。※1

現在インターネットご利用中で現状回線の解約費用が掛かる方もご相談ください。

工事不要タイプのW i - F i 使い放題サービスもご案内可能です。

特別施策のお知らせ

他社から乗り換えの方は他社解約金全額キャッシュバック特典がございます。

集中受付期間 令和 年 月 日 (日) 21 時まで

①月額3,800円～ ②工事費用実質無料^{※2} ③使い放題 ④切替費用負担

スマホのパケット使い放題に！

※1 適用条件がございます。

※2 新たにご入居の方や他社回線からのお乗り換えの方など適用条件がございます。

工事不要タイプのW i - F i 使い放題サービスもご案内可能です。

■集中受付期間は中央スマートテック株式会社独自のものです。期限を過ぎている場合は別途ご相談ください。また現在インターネットをご利用していないお客様にもご提案させていただいております。■このチラシは中央スマートテック株式会社が発行したもので、管理会社発行のものではありません。

■マンションタイプ未設置の場合は、ファミリータイプ設備もしくは工事不要タイプのご案内をしております。

◆お問い合わせは総合受付センター◆

0120-911-090 受付時間 10:00 ~ 21:00

インターネット回線取次店 中央スマートテック株式会社
東京都港区虎ノ門1-16-6 虎ノ門ラポート7F 担当 [REDACTED]

24時間かんたん受付



受付フォーム
<https://ybs-s.com/mail/>



《居住者様へ》

C P コード : [REDACTED]

重要

建物共有インターネット設備に関するお知らせ

拝啓 皆様におかれましては、ご健勝のこととお慶び申し上げます。

当該マンションにおきまして、N T T回線フレッツ光を利用した光ファイバー設備（インターネット回線）が設置済みのためご利用いただけますのでお知らせいたします。

電話加入権不要のため、すでに多数の方にご利用いただいております。

現状の通信速度にお困りの方や、これからW i f i 環境をご用意をされたい方は
マンション設備のご案内をさせていただきますため下記までご相談ください。

また現状回線からのお切替の方は解約費用等も負担させていただいております。※1

現在インターネットご利用中で現状回線の解約費用が掛かる方もご相談ください。

敬具

工事不要タイプのW i - F i 使い放題サービスもご案内可能です。

特別施策のお知らせ

他社から乗り換えの方は他社解約金全額キャッシュバック特典がございます。

集中受付期間 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 (日) 21 時まで

①月額3,800円～ ②工事費用実質無料^{※2} ③使い放題 ④切替費用負担

スマホのパケット使い放題に！

※1 適用条件がございます。

※2 キャンペーン適用には条件がございます。

工事不要タイプのW i - F i 使い放題サービスもご案内可能です。

■集中受付期間は中央スマートテック株式会社独自のものです。期限を過ぎている場合は別途ご相談ください。また現在インターネットをご利用していないお客様にもご提案させていただいております。■このチラシは中央スマートテック株式会社が発行したものです。管理会社発行のものではありません。

■マンションタイプ未設置の場合は、ファミリータイプ設備もしくは工事不要タイプのご案内をしております。

◆お問い合わせは総合受付センター◆

0120-911-090 受付時間 10:00 ~ 21:00

インターネット回線取次店 中央スマートテック株式会社
東京都港区虎ノ門1-16-6 虎ノ門ラポート7F 担当 [REDACTED]

24時間かんたん受付



受付フォーム

<https://ybs-s.com/mail/>



《居住者様へ》

C P コード : [REDACTED]

重要

建物共有インターネット設備に関するお知らせ

拝啓 皆様におかれましては、ご健勝のこととお慶び申し上げます。

当該マンションにおきまして、N T T回線フレッツ光を利用した光ファイバー（インターネット回線）がご利用頂けるエリアのためお知らせいたします。

電話加入権不要のため、すでに多数の方にご利用いただいております。

現状の通信速度にお困りの方や、これからW i - F i 環境をご用意をされたい方は
マンション設備のご案内をさせていただきますため下記までご相談ください。

また現状回線からのお切替の方は解約費用等も負担させていただいております。※1

現在インターネットご利用中で現状回線の解約費用が掛かる方もご相談ください。

敬具

特別施策のお知らせ

他社から乗り換えの方は他社解約金全額キャッシュバック特典がございます。

集中受付期間 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 (日) 20 時まで

①月額3,800円～ ②工事費用実質無料^{※2} ③使い放題 ④切替費用負担

スマホのパケット使い放題に！

※1 適用条件がございます。

※2 キャンペーン適用には条件がございます。

工事不要タイプのW i - F i 使い放題サービスもご案内可能です。

■集中受付期間は中央スマートテック株式会社独自のものです。期限を過ぎている場合は別途ご相談ください。また現在インターネットをご利用していないお客様にもご提案をさせていただいております。■このチラシは中央スマートテック株式会社が発行したものです。管理会社発行のものではありません。

■マンションタイプ未設置の場合は、ファミリータイプ設備もしくは工事不要タイプのご案内をしております。

◆お問い合わせは総合受付センター◆

0120-914-232 受付時間 10:00 ~ 20:00

インターネット回線取次店 中央スマートテック株式会社 代理店届出番号:C1901177
東京都港区虎ノ門1-16-6 虎ノ門ラポート7F 担当 [REDACTED]

24時間かんたん受付



受付フォーム
<https://ybs-s.com/mail/>



《居住者様へ》

C P コード : [REDACTED]

インターネット回線のご紹介に関するお知らせ

拝啓 皆様におかれましては、ご健勝のこととお慶び申し上げます。

当該マンションにおきまして、NTT回線フレッツ光を利用した光ファイバー設備（インターネット回線）がご利用いただけるエリアのためお知らせいたします。

電話加入権不要のため、すでに多数の方にご利用いただいております。

現状の通信速度にお困りの方や、これからWi-Fi環境をご用意をされたい方は
マンション設備のご案内をさせていただきますため下記までご相談ください。

また現状回線からのお切替の方は解約費用等も負担させていただいております。※1
現在インターネットご利用中で現状回線の解約費用が掛かる方もご相談ください。

敬具

特別施策のお知らせ

他社から乗り換えの方は他社解約金全額キャッシュバック特典がございます。

集中受付期間 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 (日) 20 時まで

①月額3,800円～ ②工事費用実質無料 ③使い放題 ④切替費用負担
※2

スマホのパケット使い放題に！

※1 適用条件がございます。

※2 キャンペーン適用には条件がございます。

工事不要タイプのWi-Fi使い放題サービスもご案内可能です。

■集中受付期間は中央スマートテック株式会社独自のものです。期限を過ぎている場合は別途ご相談ください。また現在インターネットをご利用していないお客様にもご提案させていただいております。■このチラシは中央スマートテック株式会社が発行したものです。管理会社発行のものではありません。

■マンションタイプ未設置の場合は、ファミリータイプ設備もしくは工事不要タイプのご案内をしております。

◆お問い合わせは総合受付センター◆

0120-914-232 受付時間 10:00 ~ 20:00

インターネット回線取次店 中央スマートテック株式会社
東京都港区虎ノ門1-16-6 虎ノ門ラポート7F 担当 [REDACTED]

24時間かんたん受付



受付フォーム

<https://ybs-s.com/mail/>



《居住者様へ》

C P コード : [REDACTED]

建物共有インターネット設備に関するお知らせ

拝啓 皆様におかれましては、ご健勝のこととお慶び申し上げます。

当該マンションにおきまして、N T T回線フレッツ光を利用した光ファイバー（インターネット回線）がご利用頂けるエリアのためお知らせいたします。

電話加入権不要のため、すでに多数の方にご利用いただいております。

現状の通信速度にお困りの方や、これからW i f i 環境をご用意をされたい方は

マンション設備のご案内をさせていただきますため下記までご相談ください。

また現状回線からのお切替の方は解約費用等も負担させていただいております。

現在インターネットご利用中で現状回線の解約費用が掛かる方もご相談ください。

敬具

特別施策のお知らせ

他社から乗り換えの方は他社解約金全額キャッシュバック特典がございます。

集中受付期間 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日 (日) 20 時まで

①月額 3,780円^{※1} ②使い放題 ③切替費用負担^{※2} ④工事費無料 C P 有^{※3}

スマホもネットも使い放題へ！

※1 So-net光auセット割適用時の金額です。auセット割適用時、その他キャンペーンの重畳適用は出来ません。

その他、各種コラボ光も提案可能です。

※2 キャンペーン適用には条件がございます。

※3 工事費無料CP時の月額料金は4,480円となります。

工事不要タイプのWi-Fi使い放題サービスもご案内可能です。

■集中受付期間はクリエイト株式会社独自のものです。期限を過ぎている場合は別途ご相談ください。また現在インターネットをご利用していないお客様にもご提案をさせていただいております。■このチラシはクリエイト株式会社が発行したものです。管理会社発行のものではございません。

■マンションタイプ未設置の場合は、ファミリータイプ設備もしくは工事不要タイプのご案内をしております。

◆お問い合わせは総合受付センター◆

24時間かんたんお問い合わせ！

 **0120-559-126** 受付時間 10:00 ~ 20:00

インターネット回線取次店 クリエイト株式会社 代理店届出番号: C1901177

東京都中央区銀座6-13-16 銀座ウォールビル5F 担当 [REDACTED]

受付フォーム
<https://crt-c.jp/mail/>



○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

(昭和三十七年法律第百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(不当な表示の禁止)

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

(措置命令)

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは禁止又は第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなつている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
 - 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
 - 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
 - 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者
- 2 (省略)

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはそ

の者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3　（省略）

（権限の委任等）

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11　（省略）

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

○ おとり広告に関する表示（抜粋）

（平成五年公正取引委員会告示第十七号）

一般消費者に商品を販売し、又は役務を提供することを業とする者が、自己の供給する商品又は役務の取引（不動産に関する取引を除く。）に顧客を誘引する手段として行う次の各号の一に掲げる表示

- 一 取引の申出に係る商品又は役務について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合のその商品又は役務についての表示
- 二～四　（省略）

景品表示法による表示規制の概要

景品表示法 第5条（不当な表示の禁止）

不当な表示

○優良誤認表示（5条1号）

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

①商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示

②商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

不実証広告規制（7条2項）

消費者庁長官は、措置命令に関し、商品・サービスの内容（効果、性能）に関する優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

⇒ 事業者が資料を提出しない場合又は提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合は、当該表示は不当表示とみなされる。

○有利誤認表示（5条2号）

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

①商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

②商品・サービスの取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

○商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示（5条3号）

①無果汁の清涼飲料水等についての表示

②商品の原産国に関する不当な表示

③消費者信用の融資費用に関する不当な表示

④不動産のおとり広告に関する表示

⑤おとり広告に関する表示

⑥有料老人ホームに関する不当な表示

消表対第915号
令和3年6月2日

クリエイト株式会社
代表取締役 山内 将義 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「フレッツ光」と称する光回線インターネット接続サービスを利用した光回線インターネット接続サービスの契約に係る取次ぎに関する役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第3号の規定に基づく「おとり広告に関する表示」（平成5年公正取引委員会告示第17号。以下「おとり広告告示」という。）第1号に該当する表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

- (1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。
- ア(ア) 貴社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、別表「配布時期」欄記載の時期に、同表「配布先」欄記載の集合住宅への投函により配布したチラシにおいて、例えば、「建物共有インターネット設備に関するお知らせ」、「当マンションにおきまして、N T T回線フレッツ光を利用した光ファイバー設備（インターネット回線）が設置済みのためご利用いただけますのでお知らせいたします。」等と表示するなど、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、チラシを配布した集合住宅には「フレッツ光」と称する光回線インターネット接続サービスを利用するための設備が設置されており、当該集合住宅の居住者に対し、本件役務を提供することができるかのように表示していたこと。
- (イ) 実際には、チラシが配布された別表「配布先」欄記載の集合住宅には「フレッツ光」と称する光回線インターネット接続サービスを利用するための設備は設置されておらず、貴社は、当該集合住宅の居住者に対し、本件役務の取引に応じることができないものであったこと。
- イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、取引の申出に係る本件役務について、実際には取引に応じることができない場合の本件役務についての表示であり、

景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、取引の申出に係る当該役務について、実際には取引に応じることができない場合の当該役務についての表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) クリエイト株式会社（以下「クリエイト」という。）は、東京都港区芝4-13-4に本店を置き、インターネット通信回線の取次業等を営む事業者である。クリエイトは、令和2年8月1日付けで中央スマートテック株式会社から商号変更したものである。
- (2) クリエイトは、本件役務を自ら一般消費者に提供している。
- (3) クリエイトは、本件役務に係るチラシの表示内容を自ら決定している。
- (4)ア クリエイトは、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、別表「配布時期」欄記載の時期に、同表「配布先」欄記載の集合住宅への投函により配布したチラシにおいて、例えば、「建物共有インターネット設備に関するお知らせ」、「当マンションにおきまして、NTT回線フレッツ光を利用した光ファイバー設備（インターネット回線）が設置済みのためご利用いただけますのでお知らせいたします。」等と表示するなど、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、チラシを配布した集合住宅には「フレッツ光」と称する光回線インターネット接続サービスを利用するための設備が設置されており、当該集合住宅の居住者に対し、本件役務を提供することができるかのように表示していた。
イ 実際には、チラシが配布された別表「配布先」欄記載の集合住宅には「フレッツ光」と称する光回線インターネット接続サービスを利用するための設備は設置されておらず、クリエイトは、当該集合住宅の居住者に対し、本件役務の取引に応じることができないものであった。
ウ クリエイトは、前記アの表示について、「■マンションタイプ未設置の場合は、ファミリータイプ設備もしくは工事不要タイプのご案内をしております。」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記アの表示から受ける本件役務の提供に関する認識を打ち消すものではない。

3 法令の適用

前記事実によれば、クリエイトは、本件役務の取引に関し、取引の申出に係る本件役務について、実際には取引に応じることができない場合の本件役務についての表示を行っていたものであり、この表示は、おとり広告告示第1号に該当するものであって、かかる

行為は、景品表示法第5条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表

配布時期	配布先	表示内容
令和元年 5月頃	東京都目黒区 [REDACTED] [REDACTED] 東京都世田谷区 [REDACTED] [REDACTED] 東京都板橋区 [REDACTED] [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・「建物共有インターネット設備に関するお知らせ」 ・「当マンションにおきまして、N T T回線フレッツ光を利用した光ファイバー設備（インターネット回線）が設置済みのためご利用いただけますのでお知らせいたします。」 ・「当マンションで通信速度にお困りの方や、これからW i f i 環境をご用意をされたい方は当マンション通信設備のご案内をさせていただきますため下記までご相談ください。また現状回線からのお切替の方は解約費用等も負担させていただいております。※₁ 現在インターネットご利用中で現状回線の解約費用が掛かる方もご相談ください。」
令和元年 9月頃	東京都大田区 [REDACTED] [REDACTED] 名古屋市 [REDACTED] [REDACTED] 大阪府高槻市 [REDACTED] [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・「建物共有インターネット設備に関するお知らせ」 ・「当該マンションにおきまして、N T T回線フレッツ光を利用した光ファイバー設備（インターネット回線）が設置済みのためご利用いただけますのでお知らせいたします。」
令和元年 12月頃	京都市 [REDACTED] [REDACTED] 鹿児島市 [REDACTED] [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・「現状の通信速度にお困りの方や、これからW i f i 環境をご用意をされたい方はマンション設備のご案内をさせていただきますため下記までご相談ください。また現状回線からのお切替の方は解約費用
令和2年 1月頃	千葉県習志野市 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 名古屋市 [REDACTED] [REDACTED] 名古屋市 [REDACTED]	

配布時期	配布先	表示内容
	[REDACTED] 京都市 [REDACTED] [REDACTED] 京都市 [REDACTED] [REDACTED] 大阪市 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	等も負担させていただいております。※1 現在インターネットご利用中で現状回線の解約費用が掛かる方もご相談ください。」
令和2年2月頃	東京都江戸川区 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 相模原市 [REDACTED] [REDACTED] 名古屋市 [REDACTED] [REDACTED] 名古屋市 [REDACTED] [REDACTED] 北九州市 [REDACTED] [REDACTED] 鹿児島市 [REDACTED] [REDACTED]	
令和2年3月頃	名古屋市 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] 名古屋市 [REDACTED] [REDACTED] 兵庫県尼崎市 [REDACTED] [REDACTED] 広島市 [REDACTED] [REDACTED] 広島市 [REDACTED]	
令和2年4月頃	愛知県豊橋市 [REDACTED] [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・「建物共有インターネット設備に関するお知らせ」 ・「当該マンションにおきまして、N T T回線フレッツ光を利用した光ファイバー（イン

配布時期	配布先	表示内容
		<p>ターネット回線) がご利用頂けるエリアのためお知らせいたします。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「現状の通信速度にお困りの方や、これからWi-Fi環境をご用意をされたい方はマンション設備のご案内をさせていただきますため下記までご相談ください。また現状回線からのお切替の方は解約費用等も負担させていただいております。※1 現在インターネットご利用中で現状回線の解約費用が掛かる方もご相談ください。」
令和2年6月頃	神戸市 [REDACTED] [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・「インターネット回線のご紹介に関するお知らせ」 ・「当該マンションにおきまして、NTT回線フレッツ光を利用した光ファイバー設備(インターネット回線)がご利用いただけるエリアのためお知らせいたします。」 ・「現状の通信速度にお困りの方や、これからWi-Fi環境をご用意をされたい方はマンション設備のご案内をさせていただきますため下記までご相談ください。また現状回線からのお切替の方は解約費用等も負担させていただいております。※1 現在インターネットご利用中で現状回線の解約費用が掛かる方もご相談ください。」
令和2年8月頃	岐阜県大垣市 [REDACTED] [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> ・「建物共有インターネット設備に関するお知らせ」

配布時期	配布先	表示内容
	滋賀県守山市 [REDACTED] 大阪府吹田市 [REDACTED] [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> 「当該マンションにおきまして、N T T回線フレッツ光を利用した光ファイバー（インターネット回線）がご利用頂けるエリアのためお知らせいたします。」
令和2年9月頃	名古屋市 [REDACTED] 兵庫県加古川市 [REDACTED] 兵庫県淡路市 [REDACTED] 和歌山市 [REDACTED] 和歌山市 [REDACTED] 広島市 [REDACTED] 広島市 [REDACTED] 松江市 [REDACTED] 宮崎市 [REDACTED]	<ul style="list-style-type: none"> 「現状の通信速度にお困りの方や、これからW i f i 環境をご用意をされたい方はマンション設備のご案内をさせていただきますため下記までご相談ください。また現状回線からのお切替の方は解約費用等も負担させていただいております。現在インターネットご利用中で現状回線の解約費用が掛かる方もご相談ください。」
令和2年10月頃	岐阜県大垣市 [REDACTED] 愛知県豊田市 [REDACTED] 大津市 [REDACTED] 京都市 [REDACTED] 堺市 [REDACTED] [REDACTED] 大阪府豊中市 [REDACTED]	

配布時期	配布先	表示内容
	兵庫県伊丹市 [REDACTED] [REDACTED]	
	奈良市 [REDACTED] [REDACTED]	
	鹿児島市 [REDACTED] [REDACTED]	
令和2年11月頃	大阪府四條畷市 [REDACTED] [REDACTED]	
令和2年12月頃	神奈川県大和市 [REDACTED] [REDACTED] 名古屋市 [REDACTED] [REDACTED]	

消費者庁Twitter、Facebook

管理会社を装って、光ファイバー設備が設置されていない集合住宅にチラシを配布する事業者に御注意ください。

事業者に連絡するとホームルーター等の勧誘が行われます。あたかも、光ファイバー設備が設置されているかのように表示して、こうした勧誘を行うことは、景品表示法のおとり広告示違反になります。

**光回線インターネット接続サービス
のおとり広告に関する注意**

管理会社を装って、光ファイバー設備が設置されていない集合住宅にチラシを配布する事業者に御注意ください。

事業者に連絡するとホームルーター等の勧誘が行われます。あたかも、光ファイバー設備が設置されているかのように表示して、こうした勧誘を行うことは、景品表示法のおとり広告示違反になります。

重要

入居者様各位

インターネット通信設備に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
当マンションは、光ファイバー設備が導入済みであり、高速無制限のインターネット通信がご利用可能となっております。ご利用希望の方は、下記までご連絡ください。

受付期間：令和〇年×月〇日（日）20：00まで

【光回線受付センター】
△■通信株式会社 担当 ●山、■田
電話番号：0120-XXX-XXX
(受付時間：10時～20時)
受付フォーム：<https://xxx.com>

疑問や不安を感じた場合は、まずは、御自身の集合住宅の管理会社に確認してください。

消費者ホットライン「188（いやや！）」

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

消費者庁 Twitter https://twitter.com/caa_shohishacho

消費者庁 Facebook <https://www.facebook.com/caa.shohishacho>